

占用提出書類 (河川)

寝屋川水系改修工営所 (寝屋川・恩智川)

工事が完了し、寄付申込の手続きが終わったあと、申請者に代わり大東市が占有することになるため、下記の書類を寝屋川水系改修工営所に提出する必要があります。手続きが完了しなければ、来年度以降も占用料が発生し、申請者負担となります。ご注意ください。

別記様式第 12

権利譲渡承認申請書		※大東市から寝屋川水系に提出します
		令和 年 月 日
大阪府寝屋川水系改修工営所長 様		
申請者：譲り渡そうとする者		
個人の場合認め印 会社(業者)の場合会社印が必要です。 自署の場合省略できます。	住所	
	氏名	Ⓜ
譲り受けようとする者		
	住所	大東市灰塚四丁目 1 番 1 号
	氏名	大東市上下水道局 大東市上下水道事業管理者 松本 剛 Ⓜ
次のとおり河川法第 3 4 条の承認を申請します。		
1 河川の名称	}	大東市で記入します。
2 譲渡しようとする権利の内容		
3 許可の年月日及び番号		
4 許可の内容及び条件の概要		

備考

- 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

【大東市へ提出書類】 各 3 部(正 2、副 1)

- ・ 権利譲渡承認申請書
- ・ 位置図・平面図・横断図(出来形図面)・構造図等・現場写真
- ・ 占用許可申請書のコピー(1 部)

※寄付の受領書(大東市発行)をこちらで添付して提出します。